



指定給水装置工事事業者のみなさまへ

群馬東部水道企業団より大切なお知らせ

令和元年10月1日より
指定給水装置工事事業者制度へ
5年ごとの更新制が導入されました。

- **指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上**を目指して、
「水道法の一部を改正する法律」が、「令和元年10月1日」に施行されました。

これにより、指定の有効期間が従来の【無期限】から【**5年間**】となり、指定の更新がなされない場合は『失効』となります。

※「令和元年9月30日」までに指定された事業者の有効期限は、「令和6年9月29日」になります。

初回更新（手続きは令和5年度以降を予定）については、手続きの平準化のため、**複数回に分散して実施する予定**です。

→ 有効期限の満了前（1年前を目途）に、別途ダイレクトメールにてお知らせをします。

※ 郵便の不着や未更新のかたへの**再通知はいたしません**ので、ご注意ください。

● 更新申請に必要な書類

- ・ 指定申請書及び誓約書
- ・ 機械器具調書
- ・ 定款及び登記事項証明書（法人）
又は住民票（個人）
- ・ 選任する主任技術者の確認書類
（免状又は技術者証等）

※ 厚生労働省令 第18条に準拠

● その他企業団が別途確認する事項

- ・ 右の◎のとおり

● 指定更新手数料

- ・ 1件につき、10,000円

※ 群馬東部水道企業団給水条例第32条に基づく

● 更新の要件は、**新規指定と同様**となります。

- ① 給水装置工事主任技術者の選任
- ② 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③ 水道法第25条の3で規定された欠格事由に該当しない者

※ 水道法 第25条の3及び厚生労働省令 第20条に準拠

◎ 指定を更新する際に、企業団が別途確認する4項目

- (1) 指定給水装置工事事業者講習会の受講状況
- (2) 業務内容
（営業時間、漏水修繕、対応工事等について）
- (3) 給水装置工事主任技術者等の研修受講状況
- (4) 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

◇更新申請についてのお問い合わせ

群馬東部水道企業団 工務管理課 TEL：0276-45-2733